

申請に対する処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)(06-6615-7984)			
処分担当名	同上			
処分の名称	建築物用地下水の採取の許可(変更許可を含む)			
概要	建築物用地下水の採取の規制に関する法律は、地盤沈下の防止のために、規制地域内における、建築物用の、一定規模以上の揚水設備について、ストレーナーの位置と吐出口断面積を許可基準として定め、国民の生命及び財産の保護を図り、それにより公共の福祉に寄与することを目的としています。なお、大阪市内の当該許可は、大阪市長が行います。			
根拠法令等 及び条項	建築物用地下水の採取の規制に関する法律第4条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則第1条・第2条			
審査基準	<p>1. 規制対象</p> <p>用途 冷暖房設備用・水洗便所用・自動車車庫に設けられた洗車設備用・公衆浴場法による公衆浴場用 (浴室面積の合計が150㎡を超えるもの)</p> <p>規模 吐出口断面積が6cm²を超えるもの</p> <p>指定地域 大阪市全域</p> <p>2. 許可基準</p> <p>次に掲げる地域内の揚水設備については、各地域ごとに、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、それぞれ同表の基準に該当しなければなりません。</p>			
		地 域	ストレーナーの位置	揚水機の吐出口の断面積
	(一)	次の各号に掲げる鉄道及び道路以西の区域 一 阪急電鉄神戸本線 (大阪市と豊中市の境界から一般国道176号線との交会点まで) 二 一般国道176号線 (前号に掲げる交会点から終点まで) 三 一般国道26号線	地表面下600m以深	21cm ² 以下
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	地表面下500m以深	21cm ² 以下	
標準処理期間	30日			
経由日数	なし			
提出先	環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)			
提出時期	随時			
提出方法	地下水採取許可申請書に必要書類を添付して、環境局環境管理部環境管理課に提出してください。			
手数料	なし			
相談窓口	環境局環境管理部環境管理課(水環境保全グループ)			
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000393638.html			
備考				